

# 社会保険ひろしま

第908号

- 【お願い】 被保険者データのCDによる提供は終了するため、被保険者データの受け取りは、オンライン事業所年金情報サービスをご利用ください
- 【ご案内】 令和6年度算定基礎届事務講習会
- 【お願い】 社会保険料の納付には口座振替をご利用ください
- 【お願い】 大型連休前後の届書の提出
- 年金だより
- 令和5年度健康経営優良企業表彰式が行われました
- 生活習慣病予防健診をご利用ください！
- 健康サポート(特定保健指導)の利用を従業員様にお勧めください！
- 出張相談窓口の閉鎖について



職場内で回覧して下さい

## 広島県の状況

令和6年2月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		60,577	59,636
船舶所有者数		249	332
被保険者数	男性	506,056人	379,843人
	女性	338,100人	262,506人
	船員	2,946人	3,237人

# 日本年金機構からのお知らせ

お願い

**被保険者データのCDによる提供は終了するため、被保険者データの受け取りは、オンライン事業所年金情報サービスをご利用ください**

日本年金機構では、各種手続きのオンライン化を進めており、令和5年1月から社会保険に関する各種情報・通知書を電子送付する「オンライン事業所年金情報サービス」を開始しています。本サービスでは、届書作成プログラムで使用するための被保険者データをオンラインで提供しています。

これを踏まえ、希望される事業主の方に被保険者データを収録したCDを郵送するサービスについては、郵便事故による個人情報の漏えいの防止や環境負荷の軽減の観点から、令和7年3月をもって終了する予定です。

なお、オンライン事業所年金情報サービスは、現在、GビズIDをお持ちの事業主の方のみ利用可能ですが、令和7年1月から、①電子証明書をお持ちの事業主の方、②社会保険事務を受託している社会保険労務士の方、についても利用可能とする等のサービスの拡大を予定していますので、被保険者データの受け取りは、本サービスをご利用いただきますよう、ご理解・ご協力のほどよろしくお願ひします。

※ サービスの詳細・ご利用方法は日本年金機構ホームページをご覧ください。



オンライン事業所年金情報サービス

検索

[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online\\_jigyousho.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html)

ご案内

## 令和6年度算定基礎届事務講習会

「算定基礎届」は、被保険者の実際の給与と標準報酬月額との間に大きな差が出ないように、毎年1回標準報酬月額を見直すための届出です。「算定基礎届」の作成方法等について、6月に事務講習会を実施します。

事務講習会では「年収の壁・支援強化パッケージ」の制度説明や、社会保険事務手続きの変更点等の解説も予定しております。

日程および会場は、日本年金機構ホームページに4月上旬頃掲載しますので、こちらの二次元コードより「【事業主の皆さまへ】令和6年度算定基礎届事務講習会の開催」をご確認ください。



<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/jimukoshukai.html>

お願い

## 社会保険料の納付には口座振替をご利用ください

社会保険料を口座振替で納付いただくことで、毎月金融機関等に行く必要がなくなり便利です。口座振替を開始したあとは、納め忘れの防止になり、口座振替手数料のご負担もありません。

また、厚生年金保険料等の還付が発生した場合、原則口座振替を行っている口座に還付を行うため、還付請求書の提出が不要です。

口座振替を希望する場合は、「健康保険・厚生年金保険 保険料口座振替納付（変更）申出書」に必要事項を記入のうえ、口座振替を利用する金融機関の確認を受けた後、所在地を管轄する事務センターもしくは年金事務所へ郵送するか、年金事務所の窓口にご提出ください。

口座振替の詳細は、裏面下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。



お願い 大型連休前後の届書の提出

例年、5月の連休の前後は、各種届書の提出が多くなります。迅速な処理に努めてまいります、以下の2点にご理解いただきますようお願いいたします。

- ① 連休前に届書を提出した場合、健康保険被保険者証の到着までに通常より日数を要することがあります。
- ② 届書を提出する時期によっては、届書の内容を翌月の保険料告知額に反映できず、翌々月の反映となる場合があります。



年金だより

年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・保険料・給付などについて、事業所や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員には、当機構から定期的に制度改正や手続きに関する情報提供を行っています。

年金委員は、活動範囲によって「職域型」と「地域型」の2種類があり、ここでは主に事業所内で活動いただく、「職域型」年金委員をご案内します。

【職域型年金委員とは】

委嘱対象者	適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方 など
活動範囲	主に事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。 ○ 公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架 ○ 当機構が主催する制度や事務手続きに関する年金委員研修会への参加 など

「職域型」年金委員が設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦をお願いします。

出張による年金相談のご案内

一部の年金事務所では、出張による年金相談（年金のお受け取りに関するご相談）を、市区町村役場・市民会館等で開催しています。

「年金委員制度」の詳細や「出張相談」の開催場所・日程等は、下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。  
<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



日本年金機構公式X (旧Twitter) @Nenkin\_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>





協会けんぽ

# 広島支部からの お知らせ

加入者の皆様へお知らせ  
いただきますようお願いいたします

協会けんぽ広島支部  
マスコットキャラクター  
健康いるは

協会けんぽ広島支部  
マスコットキャラクター  
健康かえて

令和5年度

## 健康経営優良企業表彰式が 行われました

「令和5年度 健康経営優良企業表彰式」が1月26日(金)に広島県庁で執り行われ、「ひろしま企業健康宣言 健康づくり優良事業所」のうち、「健康経営®」に積極的に取り組み、他社の模範となるべき優れた成果をあげられた3事業所が広島県知事より表彰されました。おめでとうございます。

「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。



【写真：前列左から】

株式会社システムフレンド 朝山 俊雄 様、湯嶋広島県知事、  
一般財団法人広島県環境保健協会 兼森 裕 様、  
大津建設株式会社 熊本 孝司 様

【後列左から】

全国健康保険協会広島支部 松原支部長、広島県医師会 魚谷常任理事、  
広島県健康福祉局 田所部長

## 表彰事業所様のご紹介

 **大津建設 株式会社 様**  
(三次市)



### 主な取組内容

- 禁煙外来の受診費用の全額負担
- 有所見率の改善を目指し、野菜ジュースを全就業日に配布
- コミュニケーションの活性化をはかるための社員旅行、親睦行事の開催



 **一般財団法人  
広島県環境保健協会 様**  
(広島市)



### 主な取組内容

- 健診結果の分析から肝機能有所見者の低減を重点課題とし、肝機能に関する健康情報について情報提供
- コミュニケーションの醸成を目的とした各種懇談会の費用を助成
- 女性特有の健康課題に対する取組、女性セミナーや婦人科検診の他機関受診の実施

 **株式会社  
システムフレンド 様** (広島市)



### 主な取組内容

- チャットツールや朝礼時の発表などにより、週に1回以上は健康に関する情報や話題を共有
- 週に1回15分オンラインで社員が軽いエクササイズに参加できる「リモートフィットレ」というサービスを導入
- 全社のメンバーを毎回シャッフルして4~5名のグループに分け、全グループが同じテーマで雑談をするという「シスフレ流オフサイトミーティング」の実施

## 「ひろしま企業健康宣言」参加事業所を募集しています!

企業(経営者)が従業員の健康づくりに積極的に取り組むことにより、企業の生産性向上やイメージアップにつなげていく「健康経営」が注目されています。まずはその第一歩、「ひろしま企業健康宣言」にエントリーをして、健康経営の取り組みを始めましょう!



詳しくは  
こちら



令和6年度

ひろしま企業健康宣言  
健康づくり優良事業所



事業主の  
皆様へ

付加健診が受けられる対象年齢が拡大!  
生活習慣病予防健診をご利用ください!

健診の種類	対象者	自己負担額	検査項目
一般健診	35~74歳の被保険者様	最高 <b>5,282円</b>	●問診 ●診察等 ●身体計測 ●血圧測定 ●尿検査 ●便潜血反応検査 ●血液検査 ●心電図検査 ●胃部レントゲン検査 ●胸部レントゲン検査
付加健診	対象年齢の被保険者様	最高 <b>2,689円</b>	●尿沈渣顕微鏡検査 ●血液学的検査 ●生化学的検査 ●眼底検査 ●肺機能検査 ●腹部超音波検査

付加健診の対象年齢を拡大しました!

令和6年  
4月から

拡大前

40歳、50歳

拡大後

40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳

※付加健診は一般健診とセットで受診する必要があります。

生活習慣病予防健診のご案内は  
3月下旬にお送りしました!



大切な従業員の皆様の健康を守るため

健康サポート(特定保健指導)の利用を従業員様にお勧めください!

健康サポートとは

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクをお持ちの方を対象に、生活習慣の改善をサポートする「無料」のプログラムです!

おすすめ!

1 健診当日に健診機関で

受けられる健診機関はこちら▶



健診ご担当者様へ

健康サポートは20分程度です。  
健診当日は**お時間に余裕をもって受診いただけるよう**、ご配慮をお願いします。



受け方は2パターン

2 後日、職場で

協会けんぽから事業所様にご案内をお送りします。

健診ご担当者様へ

職場でのスケジュール調整と場所のご用意をお願いします。  
Web面談もぜひご利用ください!



出張相談窓口の閉鎖について

福山年金事務所内に設置しております、出張相談窓口は、

令和6年9月30日(月)

をもちまして、**閉鎖**いたします。

何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、年金事務所の窓口(年金相談等)は、変更ございません。

協会けんぽ広島支部からのお知らせ

(2024年4月号)

<発行>



全国健康保険協会 広島支部  
協会けんぽ

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

お問合せは  
こちら

電話番号 082-568-1011(代表)

平日のみ 8:30~17:15

※おかけ間違いにご注意ください



今月の  
TOPICS

被扶養者の異動がないか  
ご確認ください

扶養のご家族の就職等に伴い、健康保険の資格が喪失する場合、被保険者のお勤め先の事業所様のお手続きが必要です。

お手続きの際は必ず保険証を返却いただくようお願いします。



▲詳しくはこちら